山 梨 県 公 報 号 外 第二十四号の二 平成二十一年三月三十一日	山梨県知事印、山梨県知事職務代理者印及び山梨県印を当該各号のとおり作成し、平成二 梨県知事印、山梨県知事職務代理者印及び山梨県印を当該各号のとおり作成し、平成二 山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山 山梨県告示第百二十六号	する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県知事政策局に備え置いて縦覧に供次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県知事政策局に備え置いて縦覧に供二 変更内容 山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更	一変更に係る事項	おり公表する。 二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のと 二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のと 山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十 山梨県告示第百二十五号	告示	 さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令	山梨県公報	定価(消費税込)一箇年(一六、八〇〇円(郵送料を含む。)
	四山梨県知事職務代理者印(十一)(総合県税事務所用)	リ際県、現地に	印影 三 山梨県知事職務代理者印 (十) (峡南建設事務所身延管理課用)	山物則	同丁ピュ	ロション (+三)(中央児童相談所用)	「「「「」」」」」)(総合県税事務所用) 「「」」」、「」」)(総合県税事務所用) 「「」」、「」」、「」」、「」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「	



山 梨 県 公 報 号 外 (第二十四号の二) 平成二十一年三月三十一日	この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。	Ŧ	別表第一中「警察本部長(知事補佐官」を「警察本部長」に改める。次のように改正する。	さわやか・やまなし環境創造本部規程(平成二十年山梨県訓令甲第十二号)の一部を	さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令 山梨県知事 横 内 正 明	さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。	を「県民生活・男女参画課長(産業立地室次長」に改める。
Ξ								

発行者	山利
Ц	^余 県 公
山梨県	山梨県公報号外
甲付市	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十四号の二
	号 の 二
番一号	平成
	平成二十一年三月三十一日
印刷听	月 十
㈱サン	 日
印刷所(㈱サンニチ印刷)甲付市北コニ」丁目六番	
甲付市	
」目六番	
	四